

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書、入札内訳書、質問書
- ⑥ 入札書
- ⑦ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑧ 委任状
- ⑨ 入札の注意事項
- ⑩ 提出書類の注意事項
- ⑪ 契約書（ひな型）
- ⑫ 誓約書（2 種類）
- ⑬ 誓約書（様式 8 号関係）

< 担 当 >

兵庫県出納局物品管理課 物品班 中山
〒650-8567
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
電話 078-341-7711（内線75784）

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、入札説明書の記載のとおり、物品関係入札参加資格申請書を上記①の申請書とともに、期限までに提出願います。

なお、提出書類に不備等がある場合は、認定に時間を要することがありますので、なるべく早めに提出してください。

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しを添付の上、期限までに提出願います。

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉1式の購入
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____

職・氏名： _____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所 属： _____

電 話： _____

氏 名： _____

FAX： _____

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月21日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉1式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年3月19日（金）

(4) 納入場所

兵庫県姫路家畜保健衛生所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 牛、馬、豚、鶏、その他の家畜の死体を、1バッチ（1回投入）あたり400kg以上の焼却可能な焼却炉を、国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）に納入した実績を有する者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 中山

電話（078）341-7711 内線75784 F A X（078）362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月2日（水）午後3時 兵庫県庁3号館8階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書

の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年9月1日（火）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和8年8月26日（水）午後5時から同年9月2日（水）午後3時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月22日（水）から同年8月19日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年7月22日（水）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和8年8月4日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

(7) 仕様確認申込書

(イ) 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書「第3 7 提出書類」に記載の資料等、仕様を満たしていることを確認できるもの

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月26日（水）午後5時までに通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品にかかる金額で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月31日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されている

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年9月18日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない物品にかかる入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

An Incinerator for animal waste and carcass, 1 set

(3) Delivery period: March 19, 2027

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Himeji Livestock Hygiene Service Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 August 4, 2026

(6) Deadline for tender:

15:00 September 2, 2026 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 September 1, 2026 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Nakayama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 75784

入札説明書

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和 9 年 3 月 19 日（金）
- (5) 納入場所
兵庫県姫路家畜保健衛生所（詳細は仕様書のとおり）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 4 時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて 4（1）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 牛、馬、豚、鶏、その他の家畜の死体を、1 バッチ（1 回投入）あたり 400kg 以上の焼却可能な焼却炉を、国、地方公共団体又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）に納入した実績を有する者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1）
電話番号（078）341—7711（内線 75784）
- (2) 参加申込みの期間
持参の場合は、令和 8 年 7 月 21 日（火）から同年 8 月 4 日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）による場合は、上記期間の毎日午前 9 時から午後 8 時まで（県の休日を除く。）利用できる。（令和 8 年 8 月 4 日（火）は午後 4 時までとする。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。
イ 前記 2（1）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
ウ 前記 2（5）の事実を確認するため、該当する実績の契約書、納品書等の写しを申込書に添付す

ること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（２）の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和８年８月11日（火）までに申込者に電子入札システム又は文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

そのため、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110 円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

（ア）提出期間

令和８年８月17日（月）から同月21日（金）までの午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

（イ）提出場所

（１）に同じ。

（ウ）回答

説明を求めた者に対し、令和８年８月26日（水）午後５時までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

ア 受付期間

令和８年７月22日（水）から同年８月19日（水）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後４時まで（持参の場合は、正午から午後１時までを除く。）の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和８年７月22日（水）から同年８月４日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前９時から午後８時まで（令和８年８月４日（火）は午後４時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通５－10－１）

電話番号 078-341-7711（内線75784）

ウ 提出書類

（ア）仕様確認

①仕様確認申込書

②兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書「第３ ７ 提出書類」に記載の資料等、仕様を満たしていることを確認できるもの

（イ）質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和８年８月26日（水）午後５時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記（１）ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記（１）オにより承認された物品にかかる金額で入札すること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年8月26日（水）から同年9月1日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年7月21日（火）から同年8月4日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県庁3号館8階入札室

(2) 日時 令和8年9月2日（水）午後3時

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年9月1日（火）午後5時までに前記4(1)イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和8年8月26日（水）午後5時から同年9月2日（水）午後3時まで（県の休日及び午後8時から翌日の午前9時までを除く。）に入札を行うこと。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記(1)から(6)を準用する。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額を、令和8年8月31日（月）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年8月31日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年9月18日（金）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

(1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外の物品にかかる入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

(1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令 167 条の 10 第 1 項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

(1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 9 月 18 日（金）までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。

(7) 代理人が入札をする場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

(8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は

(5)に違反して無効となったもの以外のもの

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の翌日から起算して7日以内（県の休日を除く。）に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加する。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線75784）

姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書

第1 概要

- 1 兵庫県姫路家畜保健衛生所（兵庫県姫路市香寺町中村 595—15）別館棟焼却炉の旧焼却炉を解体撤去し、焼却炉室内に新しい動物用焼却炉を設置する。
- 2 焼却炉の解体撤去及び設置については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）」、「消防法」、「騒音規制法」、「労働安全衛生法」、「労働安全衛生規則」等の関係法規、基準等を満たすものとする。

第2 旧焼却炉解体撤去（別紙旧炉図面）

- 1 旧焼却炉を解体し、撤去すること。
- 2 解体作業開始前の事前調査において、ダイオキシン類、重金属及び石綿を1回調査分析をすること。（但し平成18年9月以降設置の場合は石綿分析は不要です。）
- 3 解体作業中にダイオキシン類の作業環境測定を1回測定すること。
- 4 旧焼却炉の解体撤去は、廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき施工すること。解体方法は解体作業第1管理区域内での作業とするが、解体作業開始前の測定の結果、解体作業第1管理区域の基準を超えるダイオキシン類が検出された場合は、協議すること。
- 5 旧焼却炉の石綿調査及び分析結果を労働基準監督署に届出ること。

第3 焼却炉仕様

1 処理能力及び性能仕様

(1) 製品規模

焼却室内に配置可能な製品にすること（配置参考図を参照）。

(2) 処理能力

- ア 牛、馬、豚、鶏、その他の家畜の死体を焼却できるものとする。
- イ 1時間あたりの焼却能力が、180kg以上200kg未満であること。
- ウ 1バッチ（1回投入）あたりの焼却対象物投入量が400kg～600kgであること。
- エ 1バッチ（1回投入）あたりの焼却時間（予熱を含む）が5時間程度であること。

(3) 運転方式

- ア 焼却対象物の投入及び搬出（灰出し）を除き、焼却中は自動運転を原則とするが、焼却対象物の内容に応じてバーナー及び送風機等を手動で調整可能なこと。
- イ 焼却中に焼却対象物の攪拌を不要とし、完全灰化できること。
- ウ 一括投入式焼却炉であり、燃焼途中には投入できない構造とする。

(4) 主要構造・仕様（参考品 インシナー工業株式会社製 AKS-18S型）

ア 燃焼室

- ・容積 2.57 m³以上
- ・燃焼ガス滞留時間 800℃ 0.5秒以上
- ・耐火材内張（耐熱 1,400℃以上）
- ・燃焼バーナー 1基以上

イ 貯芥室

- ・容積 7.28 m³以上
- ・壁厚 200 mm以上 天蓋厚さ 250 mm以上
- ・火格子面積 1.71 m²以上 2.0 m²未満

- ・火床面積 4.51 m²以上
- ・投入口 横 1,550mm × 高さ 1,545mm 以上
- ・灰出口 横 600mm × 高さ 1,200mm 以上
- ・耐火材内張（耐熱 1,400℃以上）
- ・着火バーナー 4 基以上

＜炉内への焼却対象物投入及び灰出しにかかる構造＞

- ・投入扉は上方向に開口（電動開閉式）するとともに、自動ロック機構を有し、開口時は扉で人が挟まれないように安全機能が施されていること。
- ・作業者が炉内に入ることなく容易に焼却対象物を炉内に投入できる構造であること。
- ・焼却対象物である牛等を入れたフレコンバッグ（容量 1,000L）を電動ウインチにより炉内に引き込める構造であること。
- ・電動ウインチは、焼却対象物を炉内に引き込むために十分耐久性の保てる強度を有していること。
- ・焼却対象物を円滑に引き込むため、解剖室床と火格子上部面をほぼ同一の高さで据え付けができる構造であること。
- ・解剖室床を消毒洗浄したとき炉内及び焼却炉設置床面に洗浄液が入らない構造であること。
- ・灰出扉は手動開閉式で自動ロック機構を有していること。灰出しはスコップ及び掻き出し棒で、炉内に作業員が入ることなく、容易に行える構造であること。
- ・焼却状態が確認出来る視窓があり、曇り防止用送風機付仕様であること。

ウ 補助室

- ・容積 0.63 m³以上
- ・耐火材内張（耐熱 1,400℃以上）
- ・補助室バーナー 1 基以上
- ・焼却材料から溶出した油脂分が炉外に漏出しないこと。
- ・炉床は平坦で底部に貯留した脂肪等油分も完全に灰化できること。

エ その他の炉の構造

- ・長期的な使用に耐えうる構造であること。
- ・定期的なメンテナンスが容易で、消耗部材は点検、保守、交換が容易な構造であること。
- ・ガス漏洩防止のため、貯芥室から燃焼室へ送風し、炉内を陰圧に保てる構造であること。
- ・煙突の耐火材内張は 100 mm 以上で外板は SS 鋼板構造であること。
- ・貯芥室、補助室、燃焼室の温度を記録する温度記録計が設置されていること。

オ 燃料は A 重油とする。

カ 燃料油タンクは既存タンクを使用すること。

(5) 公害防止基準（性能保証事項）

ア 排出ガス基準（硫黄酸化物、窒素酸化物及び塩化水素濃度）を満たすこと。

イ ばいじん等（焼却灰、ばいじん）の処分基準を満たすこと。

(6) 環境保全

本機械は、公害関係法令（ダイオキシン類発生防止等ガイドライン含む）、兵庫県環境の保全と創造に関する条例及びその他関係法令に適合するとともに、これらを遵守し得る構造とする。

ア 騒音

- ・可能な限り低騒音型の機器であり、周辺環境への影響を生じないものとする。

イ 振動

- ・振動を発生する機器は必要に応じ適切な防振対策を講じること。
- ・振動が施設全体に及ばないような配慮をすること。

ウ 粉じん

- ・粉じんが発生する機器または場所には、環境集じん対策を講じること。

エ 悪臭

- ・悪臭が発生しないよう対策を講じ、周辺環境への影響を生じないものとする。

オ 煙

- ・煙が発生しないように完全燃焼し、煙突頂部から煙が見えないものとする。

(7) 安全衛生管理

- ・運転管理における安全確保（保守の容易さ、作業の安全、各種保安装置及び必要な機器の予備の確保など）に留意するものとする。
- ・設備、装置の配置、据付、建設は全て労働安全衛生法令及び規則の定めるところによるとともに、運転・作業・保守点検等に必要な歩廊、階段、手摺り及び防護柵等を完備すること。

2 試運転及び指導期間

(1) 試運転

- ア 焼却炉据え置き完了後、空運転、乾燥焚、性能試験（試験材料の採取）を含むこと。
- イ 試運転は、受注者が発注者と予め協議のうえ作成した実施要領書に基づき、発注者の立会のもと受注者が行うものとする。
- ウ 試運転及び性能試験で仕様の性能が出ない場合、受注者の負担により、速やかに改善すること。
- エ 受注者は試運転期間中の運転記録を作成し、発注者へ提出すること。
- オ この期間に行われる調整及び点検において発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を発注者に報告するとともに、受注者の負担により速やかに改善しなければならない。

(2) 運転指導

- ア 受注者は、運転操作マニュアルを作成するとともに、本機械が配置される職員に対し、機器の運転、管理及び取扱いについて、教育指導計画書に基づき、必要な教育と指導を行うこと。なお、教育指導計画書等はあらかじめ受注者が作成し、発注者の承諾を受けなければならない。
- イ 運転指導（机上研修、実機取扱い及び運転研修含む）は、試運転期間内とする。また、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、発注者の要請により実施するものとする。

(3) 試運転及び運転指導にかかる費用

機械引き渡しまでの試運転及び運転指導に必要な費用の内、焼却対象物の解剖室への搬入、灰等の搬出については発注者の負担とし、それ以外はすべて受注者の負担とする。

3 性能試験

(1) 性能試験条件

- ア 受注者は工事期間中に発注者の立会のもと、次の条件で性能試験を行う。

- イ 性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、発注者の承諾を受けて他の適切な機関に依頼することができるものとする。
- ウ 性能試験の結果、性能保証が得られない場合には、必要な改善及び調整を行い、改めて性能試験を行うものとする。

(2) 性能試験方法

- ア 受注者は、性能試験を行うにあたって、性能試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した性能試験計画書を作成し、発注者の承諾を受けなければならない。
- イ ダイオキシンの測定に関しては、法に定められた項目を排ガス、燃えがら、煤じん、焼却炉室内作業環境について測定し、基準値以下でなければならない。
- ウ その他、性能保証事項に関する性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれ項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を発注者に提出し、承諾を得て実施するものとする。
- エ 性能試験実施後に、性能試験報告書を提出すること。報告書には、項目ごとの可否を明示し、また公的機関等の試験を受けた項目については、その証明書等を添付すること。

4 保証期間

- (1) 本機械の保証期間は、正式引渡しの日より3年間とする。
- (2) 保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による破損及び故障は、受注者の負担にて速やかに補修、改造、または取替を行わなければならない。また、所定の定格能力についても同様とする。ただし、発注者の誤操作及び天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

5 メンテナンス

- (1) 納期限後10年間は修理・交換に必要な部品を供給できる体制を維持すること。
- (2) また、発注者から求めのあった場合はメンテナンス及び修理・交換に対応できる体制を維持すること

6 施工範囲

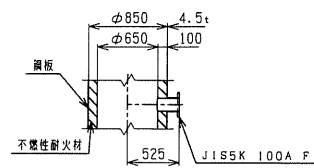
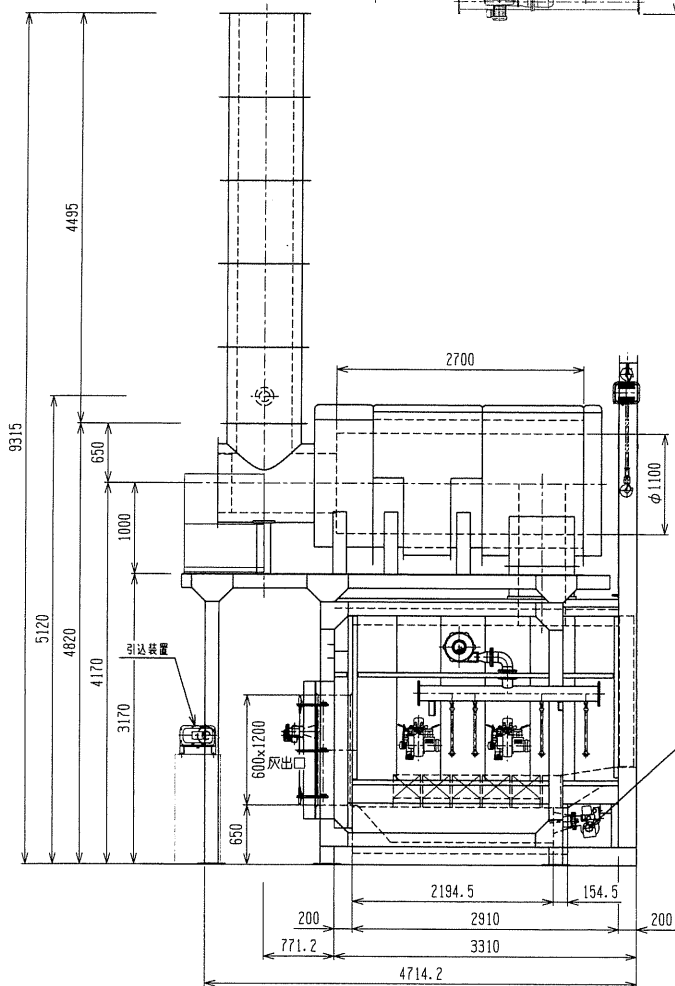
- (1) 旧焼却炉の解体撤去処分、新焼却炉の搬入、据付け、煙道、運転指導、性能試験を含む
- (2) 操作盤から各機器への電気配管、配線含む（操作盤位置は発注者側と要打合せ）
- (3) 取り外し可能なステンレス製2mm以上の煙突雨仕舞カバー取付
- (4) 新焼却炉バーナーへの油配管工事（気密試験含む）
 - ・油タンクは、既設品使用
 - ・油配管は、建物までは既設配管を使用すること。建物内は新設配管とする。
- (5) 新焼却炉基礎調整工事（コンクリート、架台含む）
- (6) 投入架台製作
- (7) 旧焼却炉の解体撤去処分、新焼却炉の搬入等に必要な建物に係る工事（既設折板屋根解体、新規煙突部分鉄骨加工、折板屋根張替え等）
- (8) 性能試験の実施及び不具合が発生した場合の装置の追加並びに改善については、受注者の負担とする

- (9) 焼却炉試験用燃料（乾燥焚き、ダイオキシン測定）
- (10) 天井扇を２基設置（容量は、既設ガラリ大きさを計算決定のこと
又、天井扇は自動、手動運転が出来る構造で自動停止機能付）
- (11) 保冷库入口前から焼却炉投入口中心に 1t～1.5t 吊り電動チェーンブロックを取り付けること。（位置は、発注者側と要打合せ）
- (12) 予備品
 - ・ 熱電対（500L22Φ、300L15Φ、500L15Φ（F付）各１本）
 - ・ 記録紙 15 冊
 - ・ インクカートリッジ 5 ケ
- (13) 官公庁に提出する図面、資料作成、説明、提出（費用は、受注者負担）

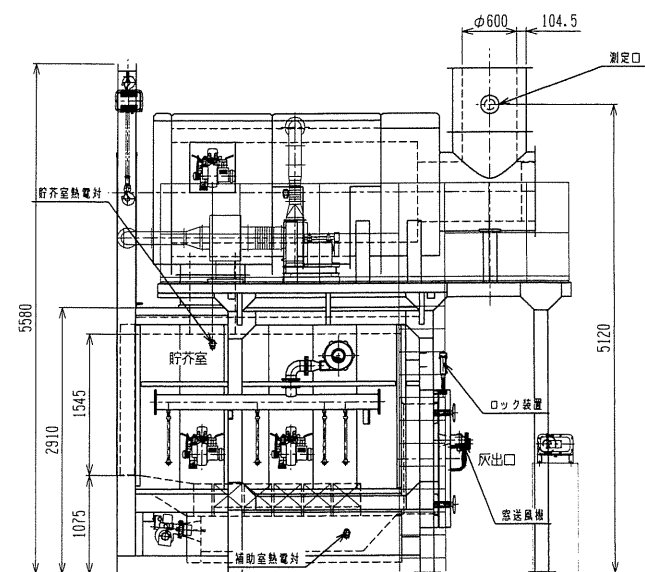
7 提出書類

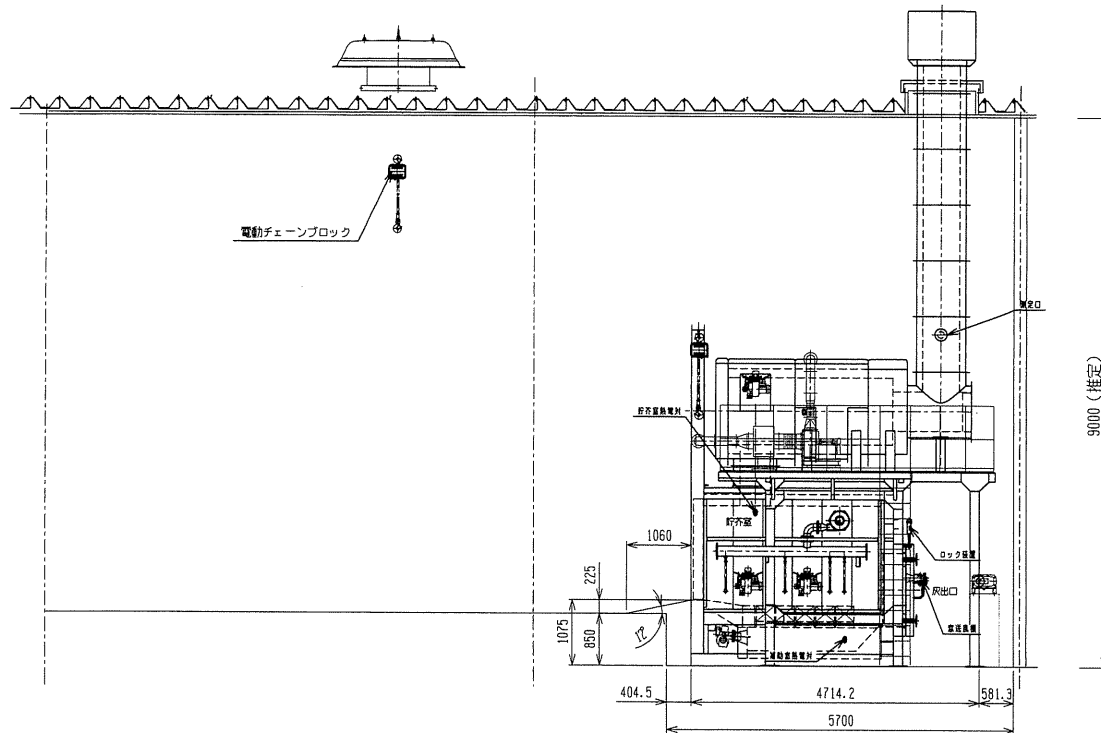
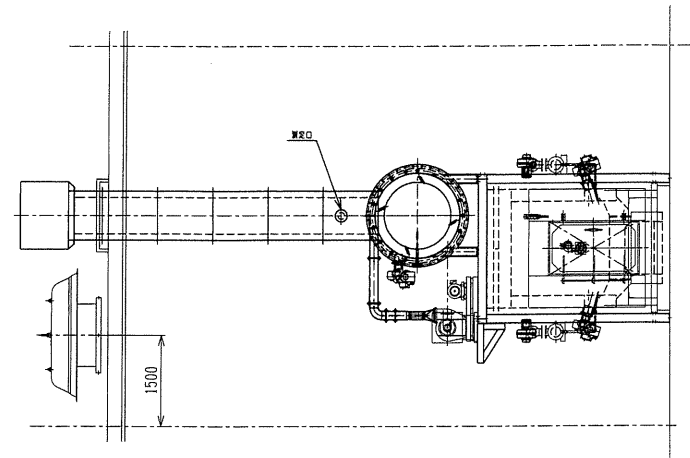
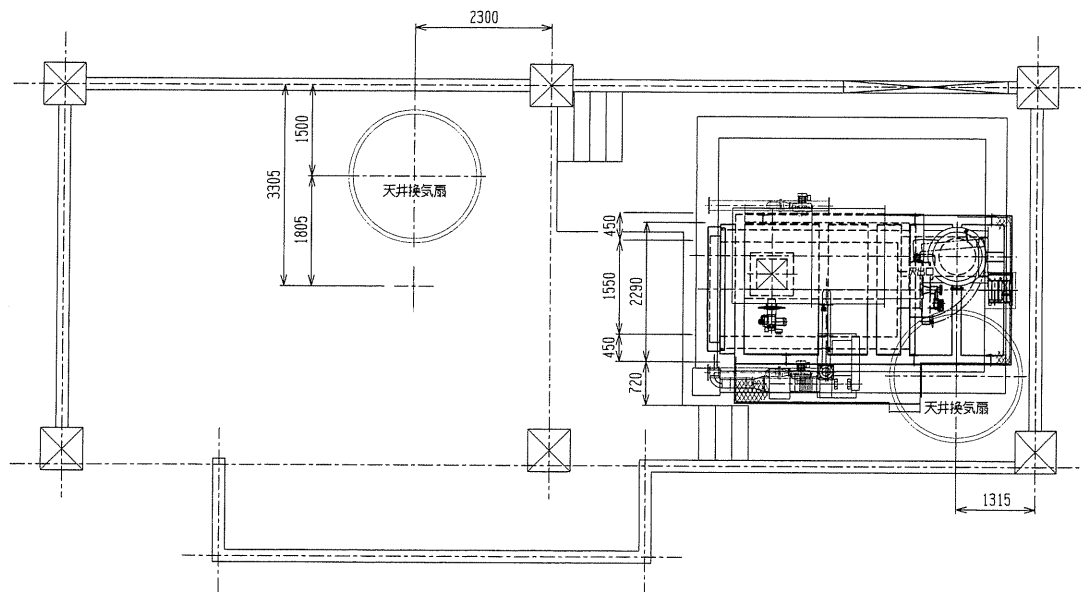
焼却炉本体仕様書（各機器仕様記載）、本体図面、平面図、断面図、配置図、内部構造図、フロー図、油配管図、旧炉解体撤去図、旧炉解体撤去計画書、処理能力計算書、燃焼計算書、滞留時間計算書、耐震計算書（本体、操作盤）、煙突強度計算書、据付工程表、試運転要領書、試運転記録、性能試験計画書、性能試験報告書、完成図書（正、副）、取扱説明書、取扱マニュアル、保証書、その他必要に応じ焼却炉設置関係を管轄する官公庁から求められた報告書。

※入札参加者は、必要に応じ姫路家畜保健所焼却炉室を下見後、物品管理課を通じて畜産課に下線部で示す書類、及び同型機種納入先のダイオキシン類測定データを、入札公告に記載された受付期間に仕様確認申込書の提出と併せて提出し審査を受けること。



名 称	動物体供却炉	
型 式	AKS-18S 型	
処理能力	動物屍体 190 kg/h	
貯芥室内寸	1550×2910×1640 mm	
貯芥室容積	7.28 m ³	
火格子面積	1.71 m ²	
火床面積	4.51 m ²	
投入口寸法	1545×1550 mm	
灰出口寸法	1200×600 mm	
燃焼室内寸	φ1100×2700 mm	
燃焼室容積	2.57 m ³	
補助室容積	0.63 m ³	
バーナー	使用燃料	A重油
	燃焼 燃油量	37.0 L/h (max) ×1
	電動機	200v, 0.4kw
	着火 燃油量	28.4 L/h (max) ×4
	電動機	200v, 0.25kw
	補助 燃油量	11.4 L/h (max) ×1
送風機	電動機	200v, 0.25kw
	燃焼 空	200v, 0.04kw ×1
	貯芥	200v, 0.4kw ×2
出入口閉鎖装置		200v, 3.5kw ×1
引込装置		200v, 2.2kw ×1
ロック装置		200v, 0.025kw ×1
排ガス出口内径		φ 600 mm
本体重量		約 35 ton





仕様確認申込書

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

会社名 : _____
担当者 : _____
電話 : _____
F A X : _____
メール : _____

品 目	メーカー	型式	数量	定価（税別）	摘要
焼却炉			1 式		

※メーカー・型式等記入のうえ、兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書第 3 7 提出書類に記載の資料等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

入札内訳書

会社名：

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入札金額 ￥ 0 -

(消費税及び地方消費税は除く)

品 目	メーカー	型式	数量	単価(税別)	金額	摘要
焼却炉	0	0	1 台		0	
合 計					0	

※ 太枠内の金額と、入札金額とが一致することをご確認のうえ、添付してください。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

メール

案件名	兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉1式の購入
-----	----------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の提出期間内に提出してください。

物 品 入 札 書

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入 札 金 額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉	1 式			
計				

設 置 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

物 品 入 札 書

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入 札 金 額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉	1 式			
計				

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事 様

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行います。
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
(再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です)

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者が
所属する部署のものを記載ください。

物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉	1 式			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

物 品 見 積 書

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額 (月 額)	摘 要
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉	1 式			
計				

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

代 理 人 氏 名

電 話 番 号

メールアドレス

物 品 見 積 書

件 名 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

入 札 金 額 ¥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉	1 式			
計	—	—		

納 入 場 所 仕様書のとおり

納 入 期 限 令和 9 年 3 月 19 日 (金)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）、契約条項及びその
他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、
代理人の記名で見積書を提出してください。

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者が
所属する部署のものを記載ください。

執	行	者	立	会	人
確	認	書	類		

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふりがな 氏 名

令和 年 月 日

兵 庫 県
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代 表 者 氏 名

印

《連絡先》

部 署 名 : _____

職 ・ 氏 名 : _____

電 話 : — —

入札の注意事項 (紙による入札の場合のみ)

1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか1つを持参してください。）

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ③旅券（パスポート）
- ④個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等） 等

(1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

(2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

(3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

2 入札書について

(1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

(2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

3 入札内訳書について

入札書に添付して提出してください。

なお、再入札用の場合も添付が必要です。

4 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

5 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類等の注意事項（紙・電子共通）

下記に示す書類を、持参により提出して下さい。ただし、1～3、5、6については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

1 入札参加申込み（期限：令和8年8月4日（火）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 牛、馬、豚、鶏、その他の家畜の死体を、1バッチ（1回投入）あたり400kg以上の焼却可能な焼却炉を、国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）に納入した実績が確認できる書類（契約書、納品書等）の写し
- ④ 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること。）
ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・FAX番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

2 仕様確認を求める書類等及び質問書（期限：令和8年8月19日（水）午後4時）

- ① 仕様確認申込書
- ② 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉仕様書「第3 7 提出書類」に記載の資料等、仕様を満たしていることを確認できるもの
質問がある場合は、「質問書（任意様式）」を提出願います。
（仕様確認申込書及び質問書は可能な限り様式のファイル（Word形式、Excel形式）もあわせて提出してください）
電子入札システムにより提出する場合は、**令和8年8月4日（火）の参加申込期限まで**に、「証明書等／提案書等」提出機能でカタログ等のファイルを添付（複数ファイルの場合は1ファイルに圧縮）して送信することにより行ってください。
なお、添付されるファイルの合計容量が1MB以下でお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

3 入札日（令和8年9月2日（水）午後3時：兵庫県庁3号館8階入札室、電子入札の場合を除く。）

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書及び入札内訳書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）
※ 郵送の場合は**令和8年9月1日（火）午後5時まで**に①、②（1回目入札用）の書類を提出してください。
＜電子入札の場合＞
電子入札書提出期間：**令和8年8月26日（水）午後5時から**
令和8年9月2日（水）午後3時まで（土曜及び日曜を除く。）

4 入札保証金の納付について（期限：令和8年8月31日（月）正午締切）

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意してください。

5 入札額について

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格（契約金額）とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札額としてください。

6 入札内訳書について

入札内訳書は入札書と同時に提出してください。紙で入札する場合は入札書に添付し、電子入札する場合は作成したファイルを入札書に添付の上、提出してください。

7 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、再入札日時は 令和8年9月9日（水）午後3時、入札不調による見積書提出期限は同日を予定しております。

（但し、入札参加希望者全者が了解した場合には再入札等を入札日に行う場合があります。）

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、1回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

8 契約時（落札業者のみ）

① 契約書 2通（物品管理課で準備する契約書に記名・押印すること。）

② 契約保証金（履行保証保険または誓約書）

本契約と同時に、契約金額の**100分の10以上**の額の契約保証金を落札日の翌日から7日（県の休日は除く。）以内に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から7日（県の休日は除く。）以内の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

契 約 書 (案)

- | | |
|-----------------|---|
| 1 品 名 | 兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 |
| 2 規格 (形式) | 仕様書のとおり |
| 3 数 量 | 1 式 |
| 4 契約金額
(内 訳) | ¥ —
消費税及び地方消費税の額 ¥ — |
| 5 納入期限 | 令和 9 年 3 月 19 日 |
| 6 納入場所 | 兵庫県姫路家畜保健衛生所 (詳細は仕様書のとおり)
(詳細は仕様書のとおり) |
| 7 契約保証金 | |
| 8 納入の方法 | 兵庫県の指示による |

兵庫県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

(総 則)

第 1 条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第 2 条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副 2 通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第 1 項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取替え)

第 3 条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第 1 項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第 4 条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第 5 条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第 6 条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態 (以下「契約不適合」という。) があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求 (以下「追完請求」と

いう。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求(以下「代金減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

(2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

(3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当す

る額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明した場合は、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第17条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第 19 条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第 20 条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第 21 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋藤 元彦

乙 住 所
会 社 名
代 表 者 名

(別 表)

品 目	メーカー	型式	数 量
焼却炉			1式

納入場所:兵庫県姫路家畜保健衛生所(詳細は仕様書のとおり)

「適正な労働条件の確保に関する特記事項」

（基本的事項）

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 乙は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

（受注関係者に対する措置）

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を甲に提出しなければならない。

3 乙は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 乙に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

（特定労働者からの申出があった場合の措置）

第3 甲は、特定労働者から、乙又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 乙は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。

6 乙は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、受注関係者に求めなければならない。

7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

（労働基準監督署から意見を受けた場合の措置）

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

- 3 甲は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
- (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
(損害賠償)
- 第7 乙は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
(違約金)
- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
(2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
(3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
(4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
(7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
(8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
(9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
(10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
(11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

兵庫県姫路家畜保健衛生所焼却炉 1 式の購入

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。